

各自主防災会長 様

### 防災資機材等補助金交付申請の手続きについて

新緑の候、貴職におかれましては、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、当課所管の補助金の一部につきましては、三郷市自主防災組織補助金交付要綱運用細則に基づき、申請期間を設けさせていただいております。

については、申請期間を下記のとおりとさせていただきます。

#### 記

補助金の種類	受付期間
訓練 (総合防災訓練実施補助金)	随時受付
設立 (自主防災組織設立補助金)	(ただし、年度末は手続きが完了できない可能性がありますので、事前にご相談下さい)
資機材 (防災資機材等補助金 (倉庫のみ))	
<b>資機材 (防災資機材等補助金 (倉庫除く))</b>	<b>8月上旬～8月下旬受付</b> その後は予算の範囲内で受付を続けます。

詳しい手続きは、別添の『防災資機材等補助金交付申請手続きの流れ』及び『三郷市自主防災組織補助金交付要綱運用細則』をご確認ください。

なお、申請前に資機材を購入した場合、補助金を交付出来ませんので、ご注意ください。

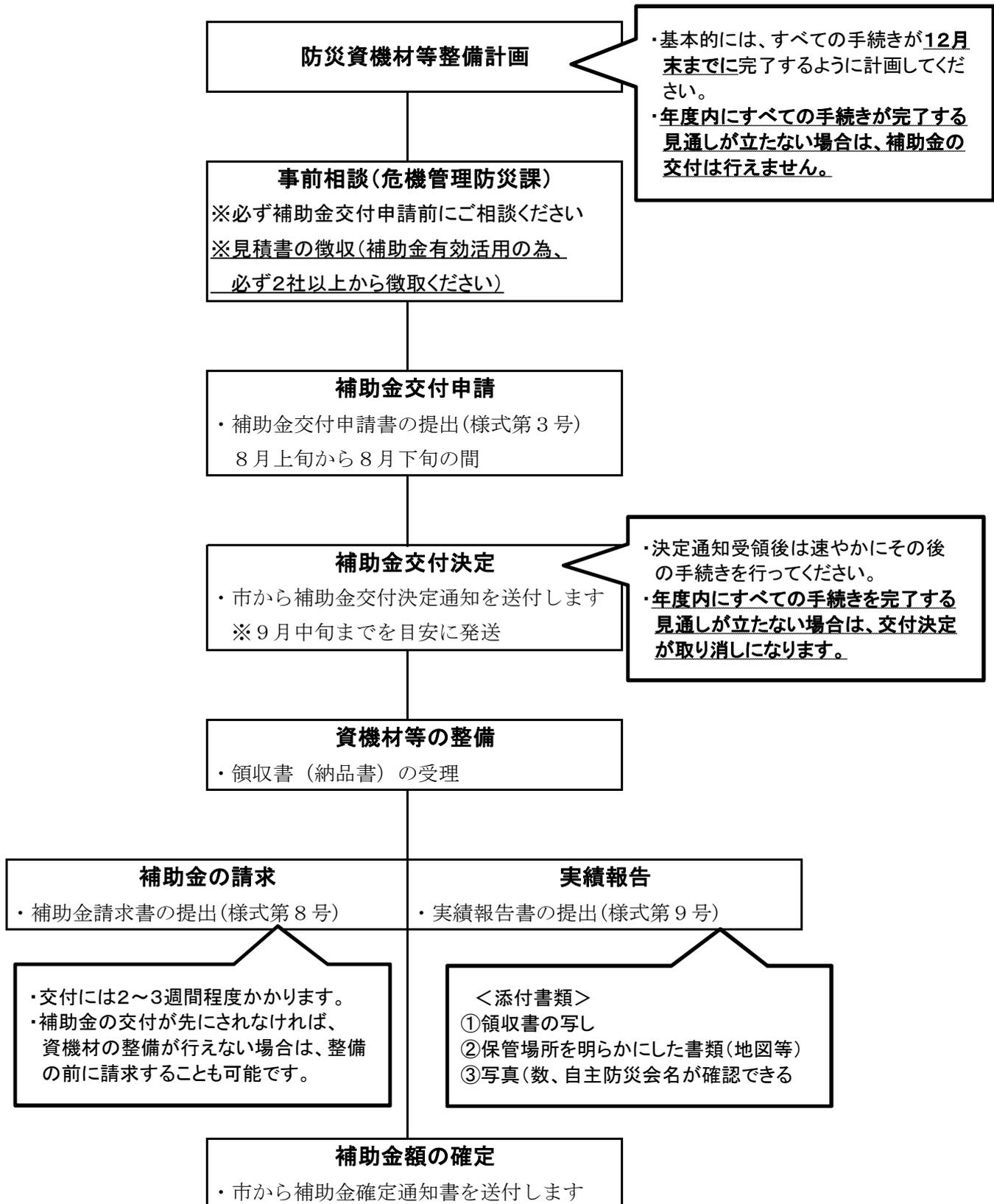
また、補助対象となるのは、原則として自主防災組織の活動で使用するために防災倉庫に設置する資機材です。そのため、備蓄食料や消耗品については、補助対象としないことを申し添えさせていただきます。ただし、平常時に各戸へ配布しなければ用途を満たせないものにつきましては、自主防災組織の管理のもと、配布することは可能です。※

(※) ヘルメット、腕章、感震ブレーカー、家具転倒防止器具等。

また、事前相談(対象品目の確認など)は随時行っております。お気軽にご相談ください。

危機管理防災課  
電話 952-1294  
FAX 952-6780

# 防災資機材等補助金交付申請手続きの流れ (R4.3～)



## 防災資機材補助金のよくある質問について

### <補助対象品目について>

Q1 ○○は補助金の対象になりますか。

→別表第1をご覧ください。なお、表に記載されていない資機材を検討している場合は、危機管理防災課までご相談ください。

Q2 消火器の買い替えは補助金の対象になりますか。

→購入後、8年を経過した消火器については買い替える費用として補助金の対象としています。その際に係るリサイクル費用（リサイクルシール代）等も補助金の対象としています。

なお、中身の詰め替えのみ、の場合は補助金の対象外となります。また、各家庭用として配布する消火器も補助金の対象外となります。

Q3 アルファ米や水は補助金の対象になりますか。

→食料・水等は認めておりませんので対象外です。

原則、資機材を対象とした補助金になりますので食料などの消耗品は対象外となります。

Q4 送料は補助金の対象になりますか。

→原則、資機材を対象とした補助金となりますので対象外となります。

Q5 申請をする前に購入してしまいましたが、補助対象になりますか。

→なりません。購入前に補助金の申請をお願いします。

Q6 購入したい資機材の納品予定日が来年度になりますが補助対象になりますか。

→なりません。年度内に納品し、すべての手続き（請求書・実績報告書の提出まで）を完了させる必要がございます。

### <補助金交付申請手続きについて>

Q7 見積書を取らなければならないケースについて確認したいです。

→見積書は必ず必要となり、以下のパターンに別れます。

a) 資機材の合計金額が50,000円以下の場合

→見積りは1者以上。

b) 資機材が1種類、代金が50,001円以上の場合

→見積りは2者以上。

c) 資機材が2種類以上、合計金額が50,001円以上の場合

→商品1種類に対して、見積りは2者以上。ただし、見積もりの方法は次の通りとします。

例) リヤカーと発電機を購入する場合

i) 店舗①、店舗②から「リヤカー+発電機」の金額で見積りをもらう。

ii) 店舗①、店舗②から「リヤカー」、店舗③、店舗④から「発電機」の見積りをもらう。

※ i のケースが可能なら i、購入するものがバラバラで同じ店舗で入手が困難な場合は ii のケース

Q8 見積りで比較する商品は似ているものでいいですか。

→原則、比較する商品は同一商品（型番が同じ）としてください。

Q9 見積書は本格的なものでもなくてもいいですか。

→インターネットの通販サイトでも、同一商品に対して違う会社の金額を比較することが可能であれば、受付しています。

ただし、申請書提出時と購入時で金額の変更がないように、見積書の有効期限にご注意ください。

Q10 8月中に申請が間に合わないのですが、それ以降の申請は可能ですか。

→9月以降でも予算の範囲内であれば、受付可能です。

Q11 防災資機材や倉庫購入及び修繕を同時に申請することはできますか。

→同時申請できます。

Q12 補助金の限度額を教えてください。

→助成率及び助成金額については以下の表をご覧ください。

補助金	助成率及び限度額
防災資機材の購入及び修繕	購入及び修繕に要した金額の2分の1以内の額で15万円を限度とする。
防災倉庫の購入及び修繕	購入及び修繕に要した金額の2分の1以内の額で15万円を限度とする。

Q13 感震ブレーカーや家具転倒防止金具は工事費も補助対象となりますか。

→工事費は補助対象となりません。器具本体のみ補助対象となります。

なお、資機材の運用・管理は各自主防災会にておこなうようにしてください。

#### <補助金交付申請後について>

Q14 いつになったら購入していいですか。

→8月中に交付申請後、9月上旬～中旬に各自主防災組織の内容を精査し、交付決定をします。決定後は決定通知を送付しますので、そのあとであれば購入可能です。

金額が変わらないように、見積書はできるだけ有効期間を長くしてもらおうと助かります。

Q15 市から決定通知書が送付されましたが、いつまでに手続きを完了すればいいですか。

→決定通知書を受領後は速やかに資機材の購入、および必要書類（請求書、実績報告書）の提出を行ってください。

**年度内に手続きが完了する見込みが立たない場合には、決定通知を取り消し、補助金を交付いたしません**のでご注意ください。

Q16 交付申請時と購入するときの値段が変わりましたが、そのまま購入してもいいですか。

→**必ず、購入前に危機管理防災課へご連絡ください。**補助金交付額は以下のとおりになります。

i) 購入金額が高くなる場合

補助金額は、交付決定金額が上限となります。

ii) 購入金額が安くなる場合

補助金額は、安くなった購入金額の2分の1に減額となります。

Q17 申請時より購入するとき値段が減額したので、交付決定金額内なら購入品を増量や変更をしてもいいですか。

→交付申請時の内容（種類、数量、金額）に対して審査し、補助金の交付を決定しておりますので、交付申請時の購入品の種類、数量以外は補助金の対象外となります。

別表第1（第3条関係）「防災資機材等整備補助金対象」

区分		品名
1 防災資機材(ヘルメット、腕章、ゼッケン、安否確認表示用具、消火器、消火器格納庫、家具転倒防止器具及び感震ブレイカーを除き、防災倉庫に備蓄するものに限る。)	装備用具	誘導旗、ヘルメット、腕章、発電機、投光器、コードリール、テント、防水シート、リヤカー、机、椅子、手袋、ガソリン携行缶、ゼッケン
	情報用具	携帯ラジオ、トランシーバー、電池メガホン、警笛、ホワイトボード、安否確認表示用具
	避難用具	照明器具、体温保温用具、仮設トイレ、簡易トイレ、携帯トイレ、マンホールトイレ
	消火用具	可搬ポンプ、消防用ホース、防火衣、消火器(街頭設置用)(リサイクルシール及び引取りを含む。)、消火器格納庫、バケツ
	救出用具	救助用工具セット、梯子、大バール、ハンマー、ジャッキ、チェーンソー、ウインチ、掛矢、スコップ、ツルハシ、カッター、のこぎり、トップマン(破壊器具)、安全带、救命ロープ、救出用鉄パイプ
	救護用具	救急用品、担架、担架用ポール、おんぶ帯
	給食給水用具	調理用具、かまど、こんろ、なた、燃料、浄水機、ポリタンク、大型ポリバケツ、給水袋、炊飯袋、食器
	その他の防災資機材	家具転倒防止器具(設置に係る費用を除く。)、感震ブレイカー(設置に係る費用を除く。)、土のう、止水板、排水ポンプその他の市長が特に必要と認めたもの
2 防災倉庫	格納用具	防災倉庫、収納棚

※ 購入品全てに自主防災会名を入れてください。

※ ヘルメットの前章は(防)としてください。

※ 街角消火器は、購入後8年を経過した場合には補助対象として交換できます。